

# 伊勢崎市債権管理条例（案）について

## パブリックコメント（意見募集）の内容

### 【 条 例 の 趣 旨 】

この条例で「債権（※1）」とは、市が保有する金銭債権であって、市税や介護保険料、各種使用料・手数料、給付金や手当等に関する返還金など、様々なものを含みます。これらの債権が発生してから消滅するまでの一連の事務処理を「債権管理」といい、具体的には、台帳への記録、納付状況の管理、滞納になった場合の、督促や催告、滞納処分・強制執行（※2）、債権放棄等の手続き全体を指します。

本市では平成19年に伊勢崎市市税等収納対策本部を設置し、根拠法令の異なる債権ごとに、収納率の向上と収入未済額の圧縮に努めてきましたが、債権によっては所在不明や法人の破産などの理由で、手を尽くしても回収の見込みがなく、滞納として残ってしまうものがあります。

このような事実上回収の見込みのない債権を延々と非効率に管理し続けることは合理的でないため、これらを限定的に放棄する規定を新たに条例に設けることで整理を進め、他の回収見込みがある債権の管理に重点を置いていくことを検討してきました。

このような経緯から、課題解決に向けた新たな取組として、伊勢崎市債権管理条例を制定することになりました。

本条例の制定により、債権管理に必要な手続や基準を定め、適正な債権管理を行うことで、市民負担の公平性の確保を図ります。

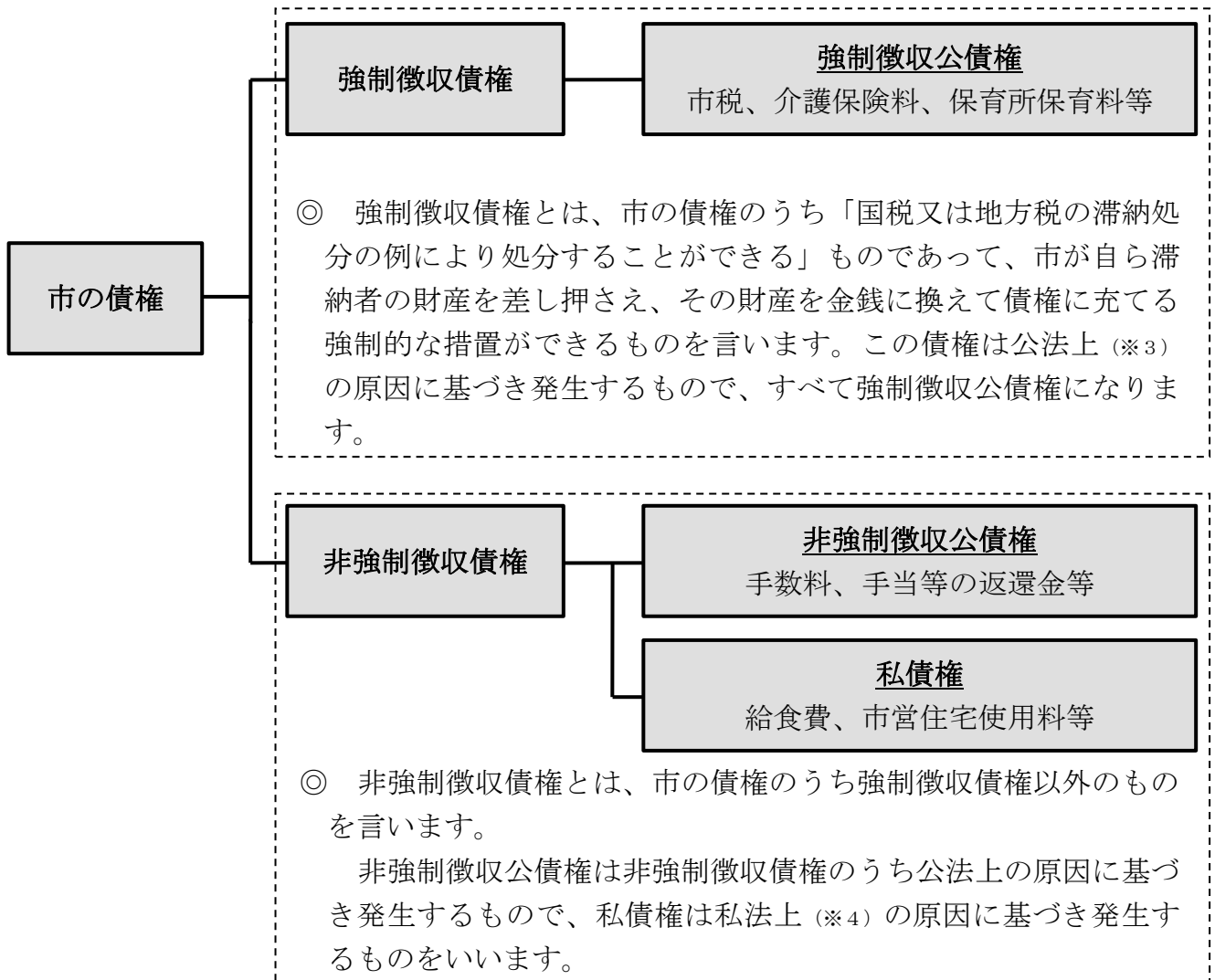
## 【 条 例 の 内 容 】

この条例は、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、債権を適正に管理することを目的とします。

### 1 用語の意義について定めます。

条例で使用する「市の債権」、「強制徴収債権」、「非強制徴収債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」の用語について、条例上の意味を定めます。

市の債権の分類について、下記のようにこの条例で定義します。



※ 伊勢崎市水道事業及び伊勢崎市病院事業に関する債権は、それぞれの条例等により定められているため、この条例からは除きます。

## 2 他の法令との関係について定めます。

法令等に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理についてはこの条例により処理することを定めます。

「地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる」とされているため、様々な債権の種類に応じた特別な規定が法令や他の条例等にある場合、債権管理条例の規定と法令の規定が矛盾抵触する場合において、特別な規定又は法令の規定が優先します。以上のような優先関係を確認するため、条例に規定しています。

## 3 台帳の整備について定めます。

市の債権を適正に管理するため、台帳の記載事項のうち、債権管理に必要な記載事項を統一します。債権の内容や経過等を正確に記録することが重要です。

また、各種証明発行手数料等、債権の発生したその場で収納が予定され、原則として滞納が発生しない債権など、市長が必要ないと認める場合においては、整備しなくてもよいものとします。

## 4 債務者に関する情報の利用について定めます。

履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、法令等に基づき当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者（※5）の情報を他の債権の管理に利用することができることを定めます。

市が保有する情報には、地方公務員法上の守秘義務（※6）が課せられています。特に市税債権の情報については、さらに厳しい地方税法上の守秘義務が課せられています。これらの守秘義務に加えて市の個人情報保護条例による保護もなされています。

したがって、債務者に関する情報は、その情報を保有するにあたって特定された目的のためだけに利用すべきで、それ以外の目的に利用することは原則としてできませんが、この条例に基づき債務者の情報を利用することが可能となります。

## **5 債務者の生活再建に関する相談に努めることを定めます。**

債権管理を進める中で、債務者が著しい生活困窮状態や多重債務などの事情があることが判明した場合は、当該債務者の生活再建に関する相談に努めるものとします。

債権管理の所管課が、納付に関する相談を行った結果、債務者に上記のような事情があると判明したときは、本人の了解のもと、適切に関係部局を案内するよう努めます。

## **6 債権の放棄について定めます。**

非強制徴収債権のうち、事実上回収の見込みがない一定の要件に当てはまる債権に限り、これを市長の権限で債権放棄することができることを定めます。

また、債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないことを定めます。

具体的な要件は下記のとおりです。

- (1) 債務者の財産の価額が強制執行等の費用の額を超えないと見込まれる場合であって、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産などで債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、限定承認（※7）、相続人全員の相続放棄又は相続人が存在しない場合において、弁済のための相続財産がない、または相続財産に弁済できるほどの価値がないと見込まれるとき。
- (4) 強制執行の後、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないとき。
- (5) 徴収停止（※8）の後、相当の期間を経過した後においてもなお弁済することができる見込みがないとき。
- (6) 消滅時効（※9）の完成に援用（※10）が必要な債権について、その時効期間が満了したとき。
- (7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

## **7 委任について定めます。**

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを定めます。

## 【 用 語 の 説 明 】

債 権 (※1)	一定の給付を請求しうる（金銭等を受け取る）権利
強制執行 (※2)	裁判所により滞納者の財産を差し押さえ、その財産を金銭に換えて債権に充てる等の強制的な措置
公 法 上 (※3)	地方税法や地方自治法に基づくもの
私 法 上 (※4)	民法等に基づくもので、主に契約によるもの
債 務 者 (※5)	一定の給付（金銭等を支払う）義務を持つ人
守秘義務 (※6)	業務上知り得た秘密（情報）を他に漏らしてはならないという義務
限定承認 (※7)	相続によって得た財産を限度として被相続人（亡くなった人）の債務等を支払う相続の方法
徴収停止 (※8)	休業法人や所在不明者等で、その財産が強制執行の費用より少ない場合などに、その徴収手続きを取りやめる措置
消滅時効 (※9)	権利を使わない状態が一定期間継続することで、その権利が消滅する制度
援 用 (※10)	時効の利益を受ける者が、時効期間が満了した後で、時効を利用する意思表示をすること。